

改正案内人がサポートします

## 新・制度改正《NAVI》



～新・制度改正NAVIでは、人事労務に関する最新の法改正情報をお知らせいたします～

今回は、毎年10月に見直しされる最低賃金額についてご案内いたします。

(平成26年10月1日以降順次発効)

(最低賃金法)

### 見直しのポイント

**10月から最低賃金額がアップします！！**

～地域別最低賃金では、全国平均で約15円アップ～

#### 最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者（事業主）が労働者に支払うべき最低の賃金額を保障する制度です。

そのため、使用者（事業主）と労働者の間で、最低賃金を下回る労働契約をしても無効とされ、最低賃金額との差額を支払う義務が使用者（事業主）に発生します。

また、最低賃金額以上の賃金を支払わないときは、場合によっては罰則（50万円以下の罰金）が適用される可能性があります。

最低賃金の種類は、2種類あります。

1つは、都道府県ごとに定められた地域別最低賃金があり、もう1つは、特定の産業別に定められた特定（産業別）最低賃金があります。

地域別・特定（産業別）の双方が適用される場合は、金額の高い方が基準となります。



石川	704	718	14円	平成26年10月5日
福井	701	716	15円	平成26年10月4日
山梨	706	721	15円	平成26年10月1日
長野	713	728	15円	平成26年10月1日
岐阜	724	738	14円	平成26年10月1日
静岡	749	765	16円	平成26年10月5日
愛知	780	800	20円	平成26年10月1日
三重	737	753	16円	平成26年10月1日
滋賀	730	746	16円	平成26年10月9日
京都	773	789	16円	平成26年10月22日
大阪	819	838	19円	平成26年10月5日
兵庫	761	776	15円	平成26年10月1日
奈良	710	724	14円	平成26年10月3日
和歌山	701	715	14円	平成26年10月17日
鳥取	664	677	13円	平成26年10月8日
島根	664	679	15円	平成26年10月5日
岡山	703	719	16円	平成26年10月5日
広島	733	750	17円	平成26年10月1日
山口	701	715	14円	平成26年10月1日
徳島	666	679	13円	平成26年10月1日
香川	686	702	16円	平成26年10月1日
愛媛	666	680	14円	平成26年10月12日
高知	664	677	13円	平成26年10月26日
福岡	712	727	15円	平成26年10月5日
佐賀	664	678	14円	平成26年10月4日
長崎	664	677	13円	平成26年10月1日
熊本	664	677	13円	平成26年10月1日
大分	664	677	13円	平成26年10月4日
宮崎	664	677	13円	平成26年10月16日
鹿児島	665	678	13円	平成26年10月19日
沖縄	664	677	13円	平成26年10月24日
全国平均	711	726	15円	

**社労士による無料相談会を随時開催中です!**

まずはご連絡ください! 心よりお待ちしております。  
TEL: 03-3694-6091  
メール: [info@yamadasougou.co.jp](mailto:info@yamadasougou.co.jp)

